

定期巡回

料金表

(株)みかん

やまとみかん

＜ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 利用料金表（利用者負担金）＞（別紙1）

1. 利用料

- ・ 介護保険からの介護給付サービスを利用する場合の利用者負担金は、利用金額のうち「負担割合証」に記載されている利用者負担割合分になります。
- ・ この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。
- ・ ただし、介護保険の支給限度額の範囲を超えたサービスや、介護保険の給付対象外のサービス利用は、全額自己負担となります。
- ・ また、要介護認定区分が要支援又は自立と判定した方等、何らかの理由にて介護保険の給付を受けない方については全額自己負担となります。

【料金表（単位数）】

○訪問看護を利用しない場合（月額）

要介護度	定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 I 単位数(訪問看護を利用しない場合)
要介護1	5,446
要介護2	9,720
要介護3	16,140
要介護4	20,417
要介護5	24,692

○訪問看護を利用しない場合（日割り）

要介護度	単価
要介護1	179
要介護2	320
要介護3	531
要介護4	672
要介護5	812

【減算される項目】

項目	概要	要介護度	単価
通所介護サービス 利用時の減算額 (1日あたり)	当該サービスの利用者が、通所介護サービス等を利用された場合に減算されます。	要介護1	-62
		要介護2	-111
		要介護3	-184
		要介護4	-233
		要介護5	-281

○訪問看護を利用する場合（月額）

要介護度	定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 I 単位数(訪問看護を利用する場合)
要介護1	7,946
要介護2	12,413
要介護3	18,948
要介護4	23,358
要介護5	28,298

○訪問看護を利用する場合（日割り）

要介護度	単価
要介護1	261
要介護2	408
要介護3	623
要介護4	768
要介護5	931

【減算される項目】

項目	概要	要介護度	単価
通所介護サービス 利用時の減算額 (1日あたり)	当該サービスの利用者が、通所介護サービス等を利用された場合に減算されます。	要介護1	-91
		要介護2	-141
		要介護3	-216
		要介護4	-266
		要介護5	-322

【加算項目】

項目		概要	単位数
初期加算		利用を開始した日から起算して 30 日以内の期間 または、30 日を超える入院後に利用を再開した 場合に加算されます。	1 日につき 30 単位
総合マネジメント体 制強化加算Ⅰ	※	厚生労働大臣が定める基準に適合している事業 所が当該サービスの質を継続的に管理し地域と の連携を推進した場合加算されます。	1 月につき 1,200 単位
生活機能向上連携加 算（Ⅰ）		厚生労働大臣が定める基準に適合している事業 所のセラピストや医師からの助言を受けた上 で、計画作成責任者が生活機能の向上を目的と した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を 作成する場合加算されます。	1 月につき 100 単位
生活機能向上連携加 算（Ⅱ）		厚生労働大臣が定める基準に適合している事業 所のセラピストや医師が、訪問し身体状況等の 評価（生活機能アセスメント）を共同で行う こと且つ、計画作成責任者が生活機能の向上を 目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護 計画を作成する場合加算されます。	1 月につき 200 単位
特別管理加算Ⅰ （看護利用時）	※	特別な管理を必要とする利用者として厚生労働 大臣が定める状態ある場合、加算されます。	1 月につき 500 単位
特別管理加算Ⅱ （看護利用時）	※	特別な管理を必要とする利用者として厚生労働 大臣が定める状態ある場合、加算されます。	1 月につき 250 単位
緊急時訪問看護加算 Ⅱ（看護利用時）	※	計画的に訪問することとなっていない緊急時訪 問を必要に応じて行う体制にある場合に加算さ れます	1 月につき 315 単位
ターミナルケア加算 （看護利用時）	※	厚生労働大臣が定める基準に適合している場合 加算されます。	死亡月 2,500 単位
退院時共同指導加算 （看護利用時）		退院又は退所するに当たり、看護師等が、退院 時共同指導退院時共同指導に当たっている場合 加算されます。	退院・退所 1 回 につき 600 単位
介護職員等処遇改善 加算（Ⅱ）	※	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護 職員の賃金の改善等を実施している場合加算さ れます。	1 月につき 所定単位×22.4%
サービス提供体制加 算Ⅲ		一定の要件を満たした人員を配置しているため 加算されます。	② 6 単位/回 ① 350 単位/月

※印があるものは、区分支給限度額外に加算

(その他)

- ・ 介護保険適用の場合でも介護保険料の滞納等により、保険給付金が直接「やまとみかん」に支払われない場合があります。
- ・ その場合は一旦介護保険適用外として料金をいただきます。後日、大和市の窓口へ「やまとみかん」発行するサービス提供証明書を提出することで差額の払戻しを受けることができます。

○利用中に入院なった場合

利用者が1月を通じての入院でない場合、月額料金の料金となります。

1月を通じて入院の場合、費用は発生致しません。

2. 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

(1) 通信料

利用者宅から事業所への通報に係る通信料及び通話により発生する通話料金については、利用者にご負担いただきます。

(2) エンゼルケア

訪問看護と連携して行われる死後の処置 22,000 円

(3) 交通費

実施地域外に限り下記の交通費をご負担いただきます。

1, 公共交通機関を利用した場合 実費

2, 自動車を使用する場合 実施地域外 片道 1 km 毎 100 円

前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとします。

(令和 6 年 8 月 1 日改定)

やまとみかん

特別管理加算について

特別管理加算（Ⅰ）

- ・ 在宅悪性腫瘍等患者指導管理を受けている状態
- ・ 在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
- ・ 気管カニューレを使用している状態
- ・ 留置カテーテルを使用している状態

特別管理加算（Ⅱ）

- ・ 在宅自己腹膜灌流指導管理を受けている状態
- ・ 在宅血液透析指導管理を受けている状態
- ・ 在宅酸素療法指導管理を受けている状態
- ・ 在宅中心静脈栄養法指導管理を受けている状態
- ・ 在宅成分栄養経管栄養法指導管理を受けている状態
- ・ 在宅自己導尿指導管理を受けている状態
- ・ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理を受けている状態
- ・ 在宅自己疼痛管理指導管理を受けている状態
- ・ 在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ・ 人工肛門または人工膀胱を設置している状態
- ・ 真皮を越える褥瘡の状態
- ・ 点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態

